

別表第2 (第3条—第9条、第10条、第11条関係)

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
		(1)	(2)									
東京都市計画南烏山5丁目補助216号沿道地区地区整備計画	地区整備計画の区域							建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。ただし、東京都市計画道路補助線街路第216号線（昭和41年7月30日建設省告示第2428号）に面する建築物については、10mを12mと読み替えたものとし、かつ、高さの最高限度は15mとする。				